

令和6年度国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築）に係る入札可能性調査実施要領

令和6年1月22日

経済産業省
産業技術環境局
基準認証政策課

経済産業省では、令和6年度国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築）事業の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

本事業は、我が国の国際標準化体制の強化を図るため、国際標準化機関等対策活動（国際標準化機関における政策・マネジメント等に係る議論への対応、日本提案のフォローアップ・他国提案への対応、海外標準化機関との標準化協力等）、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材育成を実施する。

(2) 事業の具体的内容

令和6年度は、国際標準開発活動（※）の委託事業として、国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築）事業について、実施者を公募します。

なお、本事業は、令和6年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

（※）国際標準化活動には、ISO・IECと協調・リエゾン関係にある国際機

関、地域機関、フォーラム等の組織を通じた ISO・IEC の国際標準化活動を含むものとする。なお、ISO・IEC と協調・リエゾン関係にある組織としては、例えば、OIML（国際法定計量機関）、UNECE（国連欧州経済委員会）、CIGRE（国際大電力システム会議）、IEEE（米国電気電子学会）、CIE（国際照明委員会）、VAMAS（新材料及び標準に関するベルサイユプロジェクト）、CEN（欧州標準化委員会）、CENELEC（欧州電気標準課委員会）等がある。

●令和 6 年度国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築）事業期間：3 年間

本事業は、我が国の国際標準化体制の強化を図るため、国際標準化機関等対策活動（国際標準化機関における政策・マネジメント等に係る議論への対応、日本提案のフォローアップ・他国提案への対応、海外標準化機関との標準化協力等）、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材育成（国際会議での OJT によるスキル・ノウハウの習得等）を実施する。

(3) 事業期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで（予定）

(4) 事業実施条件

次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ①本事業に関する委託契約を経済産業省との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ④複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めること。
- ⑤規格案の作成に際しては、特定企業の利益のみならず、我が国産業界の意見を集約すること。
- ⑥事業目的を着実に達成するため、国からの委託事業終了後も規格の制定又は改正等の段階までフォローアップできること。
- ⑦予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。

⑧経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑨国際標準化機関における政策・マネジメント等に係る議論への対応、日本提案のフォローアップ・他国提案への対応、海外標準化機関との標準化協力、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材育成を通して我が国の国際標準化体制の強化を行う本事業は、標準化に関する専門知識・経験・ノウハウに加え、海外の標準化専門家等とこれまでの活動実績等に基づく信頼・協力関係にある人員を有していること。例えば、国際標準化機構（ISO）の上層委員会での委員を派遣するためのネットワークの構築がなされている必要がある。

また、海外標準化機関との標準化協力については、海外の標準化機関や規格協会と関係が構築されていること。

加えて、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材育成の実施に当たっては、上記の国際標準化機関等対策活動で得られる国際標準化に関する情報提供・相談対応、人材育成、各ステークホルダーへのセミナー・啓発等を行える人員を有していること。

2. 説明会の開催

本件に関する説明会を以下の通り実施します。

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和6年1月30日（火）12時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和6年1月31日（水）14時00分

3. 参加資格

- ・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

- ・過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

- ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

- ②総額に対する再委託の割合が５０％を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が５０％を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅰ（以下の事業類型Ⅰ～Ⅲ）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはそれらを踏まえて判断します。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課 安本・佐々木宛て

TEL 03-3501-9232

FAX 03-3501-1418

E-mail yasumoto-hiroo@meti.go.jp

sasaki-akinori@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和6年2月21日（水）12:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

(別 添 1)

(様 式)

年 月 日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代 表 者 氏 名 : _____

連絡先

T E L :

F A X :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

(別添2)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

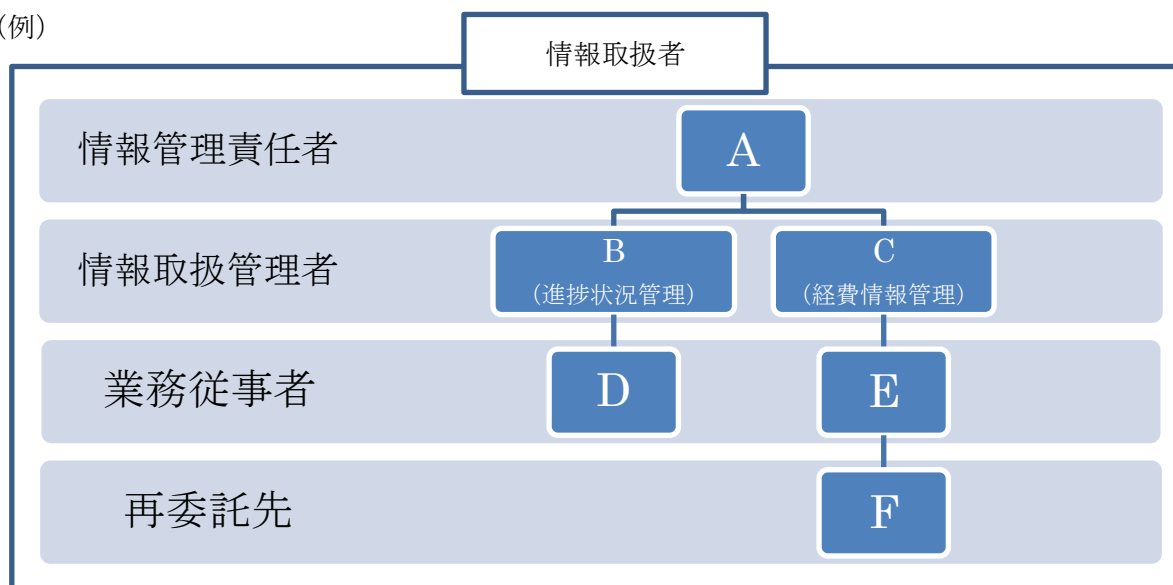
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。